

第3章 施設整備の基本方針

1. 関連する町の計画概要

本施設は公共施設として町ならびに県の施策を十分に踏まえた施設計画を行なっていく必要がある。ここでは施設整備に関連する町ならびに県の計画・指針について概要を示す。

(1) 山梨県公共建築整備指針

「長く県民に愛される施設づくり」を目標に掲げ、県の公共建築の整備に関わる全ての関係者が共通の指針として利用できるように、整備に対する基本的な考え方を明確にした指針。下記の6点をもっとも重視すべき事項として掲げている。

*整備にあたって重視すべき事項

- ア. 民の交流拠点となる施設づくり
- イ. まちづくりの拠点となる施設づくり（地域防災、地域の活性化、美しいまちなみ形成）
- ウ. 利用者に優しい施設づくり
- エ. 環境に配慮した施設づくり
- オ. 地域の特性を活かした施設づくり
- カ. 寿命の長い施設づくり

(2) やまなしユニバーサルデザイン基本指針

「暮らしやすさ日本一」の山梨の実現を目指すうえで、県政の様々な分野でユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全庁的に取り組むべき基本的な方向を示した行動指針。

(3) 山梨県環境基本計画

環境の保全および創造に関する施策の4つの目指すべき方向を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り「環境日本一やまなしの確立」実現に向けて策定された計画。

*目指すべき方向

- ア. 資源循環型社会の実現
- イ. 人と自然との共生
- ウ. 快適な生活環境の確立
- エ. 地域環境の保全

(4) やまなし森林・林業再生ビジョン

「森林づくり」、「産業づくり」、「山村・人づくり」を3本の柱とし、荒廃した森林整備、森林資源の有効活用、林業・木材産業の振興や雇用の創出による山村地域の活性化を目指し策定されたビジョン。

2. 施設整備の基本方針

(1) 新庁舎の施設整備の基本的な方向性

町や県の施策や検討会での意見、計画施設の機能、計画敷地の地理的特性より、以下の4項目を施設整備にあたっての基本方針とする。

A：人にやさしく利用しやすい庁舎

町民をはじめ庁舎を訪れるすべての方にとってわかりやすく、使いやすく、親しみやすい庁舎を目指す。県道からの車両の出入りの安全性など、建物内外すべての面で利用しやすくなるよう配慮する。

町民どうしの交流が図れ、また町民の活動拠点となるような施設を目指す。

B：防災拠点となる庁舎

庁舎構造は、耐震性・防犯性・安全性に十分配慮した構造、工法を採用し安全・安心な庁舎づくりを行う。また町民が安全に暮らせるために、自然災害など有事の際に最も頼りになる防災拠点としての役割を持つ庁舎とする。

C：機能性を重視した庁舎

厳しい財政状況の中であることから、コンパクトな庁舎とし、また華美な要素を排除し機能性を重視する。さらに、庁舎の長寿命化や維持管理費の効率性を重視する。

執務環境においては、事務効率の向上を図り、働きやすい、また働いてみたくなる環境を創出する。

D：環境にやさしくぬくもりを感じられる庁舎

持続可能な循環型社会に貢献するために、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー、二酸化炭素排出の削減を図り、自然環境と共存するエコ庁舎を目指す。

庁舎内の内装仕上げや備品などに町内産など可能な限り地元産の木材を利用することで、庁舎を訪れる人々が木のぬくもりを感じられると共に「やまなし水源地ブランド」の発信を行い、森林資源の活用、地域の活性化、温暖化防止に配慮する。

(2) 新庁舎に求められる主な機能

ア. 防災拠点機能

地震や大雨等による土砂災害などの自然災害発生時においても行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮しなければならない。庁舎の耐震性確保はもとより、非常用電源の導入、ICTによる町内各地の情報の集約などを行い、早川町の安全・安心を守る。

また緊急時には、庁舎に隣接する駐車場をヘリコプターの「防災対応離着陸場」として利用できるように検討を行う。

イ. 窓口機能

窓口はなるべく1階に集中させ、高齢者をはじめ誰もが使いやすい配置とする。わかりやすい案内表示の工夫、エレベーターや多目的トイレなどの設置などユニバーサルデザインの導入を行う。

用途に応じた窓口や相談スペースなどプライバシーが確保できるように計画する。

ウ. 執務機能

職員数の変動、時代の変化、また役場に求められる機能の変化にも柔軟に対応ができるような空間とする。執務室や会議室は動線を考慮した配置とする。文書を保管できるスペースを確保するとともに、書庫の効率的な利用を図る。LAN環境を充実させるため、必要な設備や機器を設置する。土木用具や資材などを収納できる保管庫も設置する。

エ. 議会機能

議場等は議会の独立性を配慮するとともに、円滑な議会活動が確保できるように配慮する。議場の面積は、議員定数に見合う適切規模を確保する。また議会閉会時には、会議など多目的に利用できるように検討する。

オ. 町民の憩いと交流機能

① 庁舎を訪れる人々が交流し、庁舎そのものが住民生活の文化の拠点となる施設づくりに配慮する。ここで暮らしてゆきたい人々を支え、早川町にしかない楽しさ、あるいは良さがある交流・活動のための温もりのある施設づくりを行う。

② 広さの目安は50㎡程度。情報発信や観光案内など町民や来庁者を迎えるためのスペースであると共に、外来者との業務的打合せや期日前投票ができる行政的な機能や防災機能などを持ち合わせた多機能スペースとする。通常は開放的な空間であっても、必要に応じてパーティションを用いるなどプライバシーも確保できることが望ましい。以上、多様な用途が想定されるが、煩雑にならないように出来るだけシンプルな空間構成としたい。

(参考：[資料-6]「町民ラウンジについての検討」(職員へのヒアリングのまとめ))